

中分類37—輸送用機械器具製造業

總 説

この中分類は、空水陸輸送機械器具の製造に從事する事業所をいう。主な製品は自動車、航空機、船、鉄道車輛及びその他の輸送機械器具すなわちオートバイ、馬車等である。

小分類 細分類
番号 番号

371 自動車及び附屬品製造業

8711 自動車製造業

主として各種自動車の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立に從事する事業所をいう。

但し、主として自動車々体の製造並びに車体のシャシー組付けに從事する事業所は細分類 3712 に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類 3718 に、主として車輪型トラクターの製造に從事する事業所は細分類 3574 に、無限軌道付トラクターの製造に從事する事業所は細分類 3531 に、主として二輪又は三輪のオートバイの製造並に組立に從事する事業所は細分類 3721 に分類される。

○自動車製造業（主として完成品を製造するもの）；消防自動車製造業（主として完成品を製造するもの）；電気自動車製造業；自動車シャシー製造業
 ×自動車々体製造業〔3712〕；自動車部分品製造業〔3718〕；自動自轉車製造業〔3721〕；自動車再生業〔K, 8415〕

8712 乗用自動車、貨物自動車及び乗合自動車の車体並びに附隨車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並に車体のシャシー組付けに從事する事業所及びトレーラーの製造に從事する事業所をいう。

主として自動車の完成品製造に從事する事業所は細分類 3711 に、又乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体附屬品、部分品の製造に從事するものは金属の種類に従つて細分類 3452 及び細分類 8458 に分類される。

○自動車々体製造業；ボデー製造業（自動車）；トレーラー製造業

×自動車々体打抜加工部分品附屬品製造業〔345〕；自動車用プレス加工金属製品製造業〔845〕

3713 自動車部分品及び附屬品製造業

主として自動車部分品の製造に從事するが自動車完成品を製造しない事業所をいう。

中分類37-輸送用機械器具製造業

主な製品は自動車エンジン並びにその部分品、ブレーキとその部分品、クラッチ、車軸、ラデューター、デフアレンシヤルギヤー、トランスミッション、車輪、フレーム及び風防ガラス拭き、オイルフィルター、オイルストレーナーのような他に分類されない附属品類が含まれる。

主として自動車完成品の製造や組立てに從事する事業所は細分類 3711 にタイヤ、チューブは細分類 3011 に、自動車用ガラスは小分類 321 に、自動車用金物は細分類 3429 に、自動車用スタンプ加工品は小分類 345 に、ヘッドライトは小分類 346 に、点火装置は細分類 3641 に、蓄電池は細分類 3691 に分類される。

○自動車エンジン、及びエンジン部分品製造業；ブレーキ及びブレーキ部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエーター製造業（自動車用）；デフアレンシヤルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；風防ガラス拭き製造業（自動車用）；オイルフィルター製造業（自動車用）；オイルストレーナー製造業（自動車用）；方向指示器製造業（自動車用）

×自動車製造組立業〔3711〕；タイヤチューブ製造業〔3011〕；自動車用ガラス製造業〔321〕；自動車用金物製造業〔3429〕；自動車用スタンプ加工品製造業〔345〕；ヘッドライト製造業〔3461〕；蓄電池製造業〔3691〕

3714

自動車用代燃装置製造業

主として乗用車、乗合自動車、貨物自動車等の代燃装置の製造並びに組立に從事する事業所をいう。

○薪瓦斯発生炉製造業（自動車用）；木炭瓦斯発生炉製造業（自動車用）；亞炭瓦斯発生炉製造業（自動車用）；コーライト瓦斯発生炉製造業（自動車用）；自動車用アセチレン瓦斯発生炉製造業；代燃装置製造業（自動車用）

372

オートバイ及び部分品製造業

8721

オートバイ及び部分品製造業

主としてオートバイ、オート三輪車、サイドカー附オートバイ、モータースクーターの完成品の製造に從事する事業所をいう。購入した部分品よりオートバイの組立に從事する事業所もここに含まれる。

○オートバイ製造組立業；オート三輪車製造組立業；モータースクーター製造組立業；自動自轉車製造組立業

8722

オートバイ部分品製造業

主としてオートバイ、オート三輪車、サイドカー附オートバイ、モータースクーターの部分品の製造に從事する事業所をいう。

主として自動車の部分品の製造に從事する事業所は細分類 3718 に分類される。

中分類37—輸送用機械器具製造業

- オートバイ部分品製造業
×自動車部分品製造業〔3713〕; オートバイ用スタンプ加工品製造業〔345〕
- 373 船舶製造及び修理業
- 8731 鋼船製造及び修理業
主として鋼船の製造及び修理に從事する事業所をいう。但し、主として骨組、又は船体の部品のみを造る事業所、又は下請けとして塗装、船台、建具、配線等に從事する事業所はここに含まれない。
- 鋼船製造修理業; 造船業（鋼船の製造修理をするもの）
×船体部分品製造業〔部分品の種類により夫々の個所に分類される〕; 塗装業（船体塗装下請のもの）〔E, 1782〕; 船内配線業〔E, 1761〕
- 8732 木造船製造及び修理業
主として木造船の製造修理に從事する事業所をいう。
- 木造船製造修理業; 造船業（木造船の製造修理を行うもの）; 游船製造業（木造船の製造修理を行うもの）
×木造船部分品製造業（部分品の種類により夫々の個所に分類される）; 船体塗装請負業〔E, 1782〕; 船用機器修理業（船舶製造、修理業を除く）〔K, 8511〕
- 374 鉄道車輛製造業
- 8741 鉄道機関車製造業
主として種々の型及び種々の大きさの機関車（車体及び部分品とも）の製造及び改造に從事する事業所をいう。
主として鉱山用車輛（機関車を除く）の製造に從事する事業所は細分類 8531 に、主として機関車の修理及び改造のみを行う鐵道修理工場は、非製造業に分類される。
- 機関車製造業（鉄道用）; 電氣機関車製造業; 内燃機関車製造業; 機関車部分品製造業
×車輛修理工場〔非製造業〕; 鉱山用車輛（機関車を除く）製造業〔3581〕
- 8742 客貨車製造業
主として軌道上を走る貨物及び旅客用の諸車輛の製造及び改造に從事する事業所をいう。主として鉱山用車輛の製造に從事する事業所は細分類 8531 に分類される。
- 客車製造業; 貨車製造業; 電車製造業; 客貨車部分品製造業
×鉱山用車輛製造業（運鉱車等）〔3581〕
- 375 自轉車、リヤカー及び部分品製造業
- 8751 自轉車、リヤカー及び部分品製造業

中分類37—輸送用機械器具製造業

主として自転車、リヤカー及びその部分品の製造に従事する事業所をいり、購入部品より自転車を組み立てる事業所もここに含まれる。但し、主としてポールペアリングを製造する事業所は細分類 3593 に、又主として児童用乗物の製造に従事する事業所は細分類 3933 に分類される。

○自転車製造組立業；厚生車製造組立業；自転車部分品製造業（ポールペヤリングを除く）；自転車フレーム製造業

×児童乗物製造業〔3933〕；ポールペアリング製造業〔3593〕；サドル用革製造業〔3199〕

376 航空機及び部分品製造業

3761 航空機及び部分品製造業

379 他に分類されない輸送用機械器具製造業

3799 他に分類されない輸送用機械器具製造業

主として畜力による乗物（荷牛馬車、馬車、橇、小型橇）及びその部分品、手押し車、人力車のような他に分類されない輸送車輌及び部分品を製造する事業所をいり、

主として産業用トラック、トラクター、トレーラーの製造に従事するものは細分類 3575 に、児童用乗物の製造に従事するものは細分類 3933 に分類される。

○荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；橇製造業；手押し荷役車製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業

×産業用トラック、トラクター、トレーラー製造業〔3575〕；児童乗物製造業〔3933〕